

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条第16項
処 分 の 概 要	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令
原 権 者	警察署長
法 令 の 定 め	<p>警察署長は、<u>前項の規定により</u>運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めた時は、その定めた額とする。</p> <p>※ 前項、第2項、第3項又は第5項から第11項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者の負担とする。</p>
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係 (048-832-0110)
備 考	都道府県規則 (別紙のとおり)

別紙

- 違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の額を定める規則（昭和48年10月28日埼玉県規則第69号）

車両の種類		負担金の額
普通自動車		1万2千円
大型自動二輪車		6千円
普通自動二輪車	総排気量が0.250リットルを超えるもの	6千円
	総排気量が0.250リットル以下のもの	5千円
原動機付自転車		4千円
その他の車両		実費に相当する額